

ここに紹介する平成29年度の個別指導指摘事項(歯科)は、長野県保険医協会が個別指導関係行政文書の開示請求で得た関東信越厚生局長野事務所の歯科の医療機関に対する個別指導結果通知の内容を項目ごとに整理したものである。(末尾の*印は2件以上を示す)

I 診療内容等に関する事項

1. 診療録等

(1) 診療録の記載内容

① OA 機器等により作成した診療録は、必ず診療の都度、診療を行った保険医が診療録を紙媒体に印字した後に記載内容を確認し署名又は記名押印を行うこと。*

② 診療録の第1面(保険医療機関及び保険医療費担当規則様式第一号(二)の1)の記載方法が不適切な以下の例が認められたので適切に記載すること。

ア 傷病名の記載がない例が認められた。

イ 傷病名が適切に記載されていない例が認められた。

ウ 主訴及び歯式の記載が乏しい例が認められた。

エ 主訴及び傷病名の記載が不十分な例が認められた。

オ 終了年月日欄及び転帰欄に係る記載がない。

③ 診療録の第2面(保険医療機関及び保険医療費担当規則様式第一号(二)の2)の記載方法が不適切な以下の例が認められたので適切に記載すること。

ア 診療行為の手順と異なる記載*

イ 判読困難な記載

ウ 誤った略称(単治)の記載

エ 誤った用語の記載

オ 行間を空けた記載

カ 鉛筆による記載

キ 症状及び所見の記載

ク 診療を担当した保険医の署名又は記名押印

ケ 症状及び所見の記載が不十分な例

コ 症状、所見及び処置内容の記載が乏しい例

カ 症状、所見及び治療方針の記載が乏しい例

シ 症状、所見、処置内容、指導内容及び治療方針の記載がない例

ス 施術した手術の術式、所見、症状経過等の診療録の記載の充実を図ること。

セ 施術した手術の所見の記載が不十分な例

ソ 施術した手術の術式、所見、症状経過等の記載が不十分な例

(2) 歯科技工指示書等

① 歯科技工指示書に患者の氏名、設



個別指導指摘事項 ①

計、作成の方法、使用材料、発行年月日、発行した歯科医師の氏名、歯科医師の勤務する診療所の所在地、歯科技工所の名称及び所在地の記載が不適切な例が認められたので適切に記載すること。

② 歯科技工指示書の設計及び作成の方法の記載が不十分な例が認められたので適切に記載すること。

2. 基本診療料等

(1) 初・再診料

① 算定要件を満たさない初診料を算定していたので改めること。

ア 再診相当の診療について初診料を算定した例が認められた。(返還金事例)

3. 医学管理等

(1) 歯科疾患管理料

① 算定要件を満たさない歯科疾患管理料を算定していたので改めること。(以下ア～オ返還金事例)

ア 診療録の患者又はその家族等に説明した管理計画の要点の記載が画一的であり、個々の患者に適した内容でない例が認められた。

イ 診療録の患者又はその家族等に説明した管理計画の要点の記載がない例が認められた。

ウ 診療録の管理計画のうち患者の歯科疾患の管理にあたって、必要な事項等の記載が画一的であり個々の患者に適した内容になっていない例が認められた。

エ 2回目以降の歯科疾患の管理にあたり、管理計画に変更があった場合において、診療録に変更の内容の記載がない例が認められた。

オ 口内炎に罹患している患者の管理にあたり、診療録に口腔内の状態及び治療方針の概要の記載がない例が認められた。*

② 算定要件を満たさない歯科疾患管理料の文書提供加算を算定していたので改めること。(以下ア、イ返還金事例)

ア 診療録に管理計画書の写しが添付されていない例が認められた。*

イ 管理計画書の歯科疾患の管理にあたって、必要な事項等の記載が画一的であり個々の患者に適した内容になっていない例が認められた。

③ 歯科疾患管理料において、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア 診療録の管理計画のうち患者の歯科疾患の管理にあたって、必要な事項等の記載が不十分な例が認めら

れたので、適切に記載すること。*
イ 診療録の患者又はその家族等に説明した管理計画の要点の記載が画一的な例が認められたので適切に記載すること。*

④ 歯科疾患管理料に係る管理計画書において、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア 管理計画書の歯科疾患の管理にあたって、必要な事項の記載が不十分な例が認められたので適切に記載すること。*

イ 管理計画書の歯科疾患の管理にあたって、必要な事項(口腔内の状態)の記載が不十分な例が認められたので適切に記載すること。

(2) 周術期口腔機能管理計画策定料
① 管理計画書の周術期の口腔機能の管理において実施する内容の記載が具体性を欠く例が認められたので適切に記載すること。

② 管理計画書の記載が画一的な例が認められたので適切に記載すること。

(3) 周術期口腔機能管理料(Ⅱ)(Ⅲ)
① 管理報告書の記載が具体性を欠く不十分な例が認められたので適切に記載すること。

② 管理報告書の具体的な実施内容や指導内容の記載が不十分な例が認められたので適切に記載すること。

(4) 歯科衛生実地指導料

① 歯科衛生実地指導料において、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア 診療録の歯科医師が歯科衛生士に行った指示内容の記載が不十分な例が認められたので適切に記載すること。*

イ 診療録の歯科医師が歯科衛生士に行った指示内容の記載が具体性を欠く画一的な例が認められたので適切に記載すること。

ウ 患者への情報提供文書の指導内容等(歯及び歯肉等口腔状況の説明、プラークチャートを用いるプラークの付着状況の指導及び患者自身によるブラッシングを観察した上でのプラークの除去方法の指導)の記載が不十分な例が認められたので適切に記載すること。

エ 患者への情報提供文書の指導の実施時刻(開始時刻と終了時刻)の記載が画一的な例が認められたので適切に記載すること。*

(5) 歯科特定疾患療養管理料

① 算定要件を満たさない歯科特定疾患療養管理料を算定していたので改め

ること。

ア 別に厚生労働大臣が定める疾患を主病としない患者に対して算定していた例が認められた。(返還金事例)

(6) 歯科治療総合医療管理料(Ⅱ)

① 算定要件を満たさない歯科治療総合医療管理料(Ⅱ)を算定していたので改めること。

ア 常勤の歯科衛生士を配置しておらず、施設基準を満たしていない例が認められた。(返還金事例)

4. 在宅医療

(1) 歯科訪問診療料

① 算定要件を満たさない歯科訪問診療料の歯科診療特別対応加算を算定していたので改めること。

ア 診療録に患者の状態の記載がない例が認められた。(返還金事例)

② 訪問診療の計画の内容が画一的な例が認められたので個々の患者に適した訪問診療の計画を策定すること。

③ 診療録の訪問診療計画の要点の記載が不十分な例が認められたので適切に記載すること。

④ 診療録の患者の状態の記載が不十分な例が認められたので適切に記載すること。

⑤ 歯科訪問診療料の注13において、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア 診療録の実施時刻(開始時刻と終了時刻)の記載が不正確な例が認められたので適切に記載すること。*

⑥ 歯科訪問診療1、歯科訪問診療2及び歯科訪問診療3において、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア 訪問診療の計画の内容が具体性を欠く画一的な例が認められたので適切な訪問診療の計画を策定すること。

イ 診療録の実施時刻(開始時刻と終了時刻)の記載が不正確な例が認められたので適切に記載すること。

(2) 歯科疾患在宅療養管理料

① 算定要件を満たさない歯科疾患在宅療養管理料を算定していたので改めること。(以下ア～ウ返還金事例)

ア 口腔機能の評価結果を踏まえた管理計画書が作成されていない例

イ 診療録に口腔機能の評価結果を踏まえた管理計画の記載がない例

ウ 診療録の管理計画のうち歯科疾患の継続的な管理にあたって、口腔機能の状態を記載していない例

今回は歯科疾患在宅療養管理料の②以下の指摘事項について列挙。